



HIFU（高密度焦点式超音波）施術について

経済産業省は、一部のエステサロンにおけるHIFUの施術による健康被害に関する消費者安全調査委員会の事故等原因調査報告書を受け、
エステティック業界団体と協力し、関係事業者に対しHIFU施術の危険性について注意喚起をいたします。

消費者安全調査委員会は、令和5年3月29日、「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書」を公表しました。報告書では、経済産業大臣への意見として、HIFU施術は人体に危害を及ぼすリスクが高い施術であり、施術者が法規制で限定されるのを待つことなく、エステティック業界に対して早急かつ広範に注意喚起を行う必要があることについて指摘されています。

これを受け、経済産業省では、エステティック関連団体と協力し、関係事業者に対しHIFU施術の危険性について注意喚起をいたします。

各エステティック業界団体によるプレスリリース

[特定非営利活動法人日本エステティック機構](#)

[一般社団法人日本エステティック振興協議会](#)

[公益財団法人日本エステティック研究財団](#)

[一般社団法人日本エステティック協会](#)

[一般社団法人日本エステティック業協会](#)

[一般社団法人日本エステティック工業会](#)

[一般社団法人日本全身美容協会](#)

[全日本全身美容業協同組合](#)

[一般社団法人工エステティックグランプリ](#)

[一般社団法人日本エステティック経営者会](#)

関連リンク

- ・ [消費者庁「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書」](#)エステサロン等でのHIFU（ハイフ）による事故
- ・ [消費者庁リーフレット「エステサロン等でのHIFU施術にはリスクがあります」](#)

お問合せ先

商務・サービスグループヘルスケア産業課

電話番号：03-3501-1511（内線4041）

最終更新日：2024年5月22日

beautyworld

JAPAN FUKUOKA

高密度焦点式超音波

【HIFU機器】は購入できません

ビューティーワールド ジャパン会場内では、当該機器は医療機関
関係者のみ対象に販売しております。エステサロン関係者の方は
 購入できませんのでご注意ください。

情報協力



日本エステティック振興協議会、日本エステティック協会、日本エステティック業協会、
 日本エステティック工業会、日本エステティック機構など、国内のエステティック主要団体では、
 HIFU 施術禁止の注意喚起を会員に対して行っています。これを受け、ビューティーワールド
 ジャパンでは、会場内において当該機器は医療機関関係者にのみ販売可能としております。
 ご検討中の皆様は、裏面の情報をご確認いただき、今後のご検討にお役立てください。

ビューティーワールド ジャパン 福岡の会期中は
 『美容機器の相談コーナー(1-H032)』にてご相談を承ります。

消費者安全調査委員会 エステサロン等でのHIFUによる事故等原因調査を継続

消費者庁内に設置されている消費者安全調査委員会は、7月26日、2021年7月からエステサロン等でのHIFU(ハイフ)による事故等について原因調査を進めてきた経過報告を公表しました(以下抜粋)。

※HIFUとは、高密度焦点式超音波(High Intensity Focused Ultrasound=HIFU)の略で、凹面等の発生器で一点に集束することで、焦点部に強い熱を発生する超音波である。HIFU機器は、表皮部分に熱傷を起こさずに、任意の皮下組織に熱を与えることができるため、美容目的として主に痩身やたるみ改善の施術に用いられている。痩身目的には皮下脂肪、たるみ改善のためには、真皮、皮下脂肪、筋膜といった組織がターゲットとなる。選択的に目的に合った層を熱損傷させることで、引締めや痩身といった効果をもたらすとされている。

1. 本件調査を行うこととした理由

消費者安全調査委員会は、エステサロン等でHIFU施術を受けた後に、顔の一部にしびれ等を発症したという申出を受けた。また、2017年3月、独立行政法人国民生活センターは、エステサロン等で皮下組織に熱作用を加え危害を及ぼすHIFU施術を受けないよう消費者への注意喚起を行い、各関連団体へ情報を提供した。

それを受けたエステティック業界の主要団体では、HIFU施術禁止の注意喚起を会員に対して行っている。しかし、これらの団体に未加入のエステサロン等が多く、現在でもHIFU施術が多く行われ、被害も報告されているのが実状である。そこで、エステサロン等によるHIFU施術の実態や事故情報についての調査を行った。

2. 事故情報の収集及び分析

HIFU施術による事故は、事故情報データバンクには、2015年11月から2022年5月までの間に110件寄せられている。事故件数は、施術場所別に傷病内容を見ると、下の表に示すように、エステサロンでの事故件数が76件と最も多いが、利用者自らがHIFU機器を操作するセルフエステにおいても8件の事故が報告されている。

HIFU施術による事故件数(事故情報データバンク: 2015年11月~2022年5月)				
傷病内容	エステサロン	セルフエステ	美容クリニック	計
神経・感覚の障害	6 (3)	3 (3)	4 (2)	13 (8)
皮膚障害	14 (1)	1	8	23 (1)
熱傷	33 (9)	3 (1)	9	45 (10)
その他	23 (2)	1	5	29 (2)
計	76 (15)	8 (4)	26 (2)	110 (21)

※表中の()は傷病の程度が1か月以上の事故件数を示す

傷病の程度が1か月以上のものは110件のうち21件で、施術場所がエステサロンは76件中15件(19.7%)、セルフエステは8件中4件(50.0%)、美容クリニックは26件中2件(7.7%)であり、傷病の内容別では、「神経、感覚の障害」が13件中8件(61.5%)と割合が最も多い。

3. 今後の調査

エステサロン等で行われているHIFU機器を用いた施術について、法令による規制の在り方(例えば、「医師法(昭和23年法律第201号)」による規制、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」による規制)を更に検討する必要がある。また、HIFU機器をエステサロン等が入手する物流の実態や、独立行政法人国民生活センターやエステティック業界団体が注意喚起を行っているにもかかわらず、事故につながる施術が行われている業界の実態について、更に調査を進める必要がある。調査委員会では、引き続き本調査で実施した事故情報分析、アンケート及び照射実験等で得られた情報等より、事故等原因を明らかにして、消費者に提供されるエステティックサービスの安全が確保されるよう、再発防止策の検討を進める。

HOT PEPPER Beauty ご掲載クライアント様 各位

株式会社リクルート
Division 統括本部 ビューティ Division
Division 長 道本 雅典

HOT PEPPER Beauty における「HIFU(ハイフ)」表記規制についてのお知らせとご対応のお願い

平素は HOT PEPPER Beauty をご利用いただき誠にありがとうございます。

表題の「HIFU(ハイフ)」という高密度焦点式超音波機器のエステティックサロン等での施術の危険性について、消費者庁、経済産業省より、注意喚起が発令されました。

HOT PEPPER Beauty では、これらの動向を受けまして、HIFU 施術が「身体被害リスクが高い施術である」と判断し、ユーザー様の安全の為、HOT PEPPER Beauty 上での HIFU に関する広告表記を、下記のとおり一律規制することを決定いたしました。サロン様におかれましては、ご理解いただき、可能な限り速やかに HIFU に関する表記の削除をお願いいたします。

記

削除いただく対象	HIFU (ハイフ) および、それに類する機器での施術に関する広告表記すべて
削除対象箇所	ブログ※以外 すべての原稿 (店名含む) ※ブログについては、過去投稿分は削除不要ですが、2023年12月21日以降、新規の HIFU に関する投稿は禁止いたします
対応期日	・特集／店名以外：2023年12月20日（水）中に修正完了 ・特集／店名：2023年11月23日迄に弊社へ修正依頼完了

※ご不明な点は、弊社担当へお問い合わせください

期日までに修正いただけない場合、誠に恐縮ながら、第21条1項1号の契約解除事由に基づき、対象店舗を掲載停止といたします。削除対象文言についても、2024年1月号掲載開始日（2023年12月21日）以降入稿いただけないよう、システム制御を実施いたします。また、類似の文言を用いて、HOT PEPPER Beauty を通して HIFU 施術提供を行っていると弊社が判断した場合にも、同様に掲載停止措置を取らせていただきます。

なお、行政の動向等により上記依頼内容に変更が生じる場合がある旨、ご了承のほどお願い申し上げます。

以上

<参考>外部サイト

- ◆ 消費者庁 WEB サイト「[エステサロン等での HIFU \(ハイフ\) による事故](#)」
- ◆ 経済産業省 WEB サイト「[HIFU \(高密度焦点式超音波\) 施術による健康被害にご注意ください](#)」